



Vol.3

弁護士 岡 正俊
狩野・岡・向井法律事務所

★自殺の予見可能性

今回も最近の裁判例をご紹介します。今回ご紹介する裁判例は、海上自衛隊（たちかぜ）事件高裁判決（東京高裁平成26年4月23日判決）です。

1 事案の概要

この事件は、海上自衛官として護衛艦たちかぜの乗員を務めていた被害者が自殺したことについて、被害者の遺族が、被害者が自殺したのは先輩自衛官による暴行・恐喝が原因であり、加害者の上司職員らにも指導義務違反があったとして、直接の加害者である先輩自衛官のほか、国に対しても国家賠償法に基づく損害賠償等を求めた事案の東京高裁判決です。

一審判決（横浜地裁）は、暴行・恐喝及び上司職員らの指導義務違反と自殺との間の事実的因果関係は認めましたが、相当因果関係は否定し、自殺についての慰謝料や逸失利益の損害賠償は認めませんでした。

これに対し二審の東京高裁判決は、上記の相当因果関係を認め、自殺についての慰謝料や逸失利益の損害賠償を認めました。これにより、認容された損害賠償額は、一審の440万円から約7300万円（二審で追加された請求に基づく損害賠償額を除く）に増大しました。

2 解説

地裁と高裁で、このように判断が分かれ

た理由としては、高裁で追加提出された証拠に基づく認定が大きいと思われます。その点は後で述べることにして、高裁での大きな争点である自殺との因果関係について触れたいと思います。

(1) 相当因果関係

法律上、因果関係が認められるためには、前提として事実的因果関係が必要です。

事実的因果関係とは、「あれなければこれなし」の関係、「風が吹けば桶屋が儲かる」的な関係です。ただし、事実的因果関係のみで因果関係を認めてしまうと、因果関係が無限に広がってしまいます。

そこで相当因果関係が必要とされています。相当因果関係の考え方では、損害を通常損害と特別損害に分けて考えます。通常損害とは、その行為から通常発生すると考えられる損害です。特別損害とは、その行為から通常発生するとは言いえない損害であり、特別の事情によって生じた損害であり、その行為者に特別の事情が予見可能であった場合に限り、賠償責任を負うとされています。例えば、物の価格について、その時たまたま価格が高騰していたような場合、その時点の価格で処分して利益を得ることができたという特別の事情を加害者が予見可能であった場合は、その価格を賠償しなければならないのです。

(2) 自殺についての相当因果関係

自殺については、かつては業務起因性、相当因果関係が否定されていましたが、現在では、「業務により ICD-10（注：国際的な疾病の分類）の F0 から F4 に分類される精神障害を発病したと認められる者が自殺を図った場合には、精神障害によって正常の認識、行為選択能力が著しく阻害され、あるいは自殺行為を思いとどまる精神的抑制力が著しく阻害されている状態に陥ったものと推定し、業務起因性を認める。」とされています（平成23年12月26日基発1226第1号「心理的負荷による精神障害の認定基準について」）。

この考え方は裁判所でも採用されており、自殺者が上記の対象疾病（うつ病、適応障害も含まれます）を発病しており、業務と発病との間に相当因果関係が認められれば、自殺についても通常損害として相当因果関係を認めています。

(3) 本件の相当因果関係

本件でも、遺族側は、被害者が自殺直前にうつ病や適応障害等の何らかの精神疾患を発症していたと主張しましたが、裁判所はこれを否定しました。つまり、前記(2)の認定基準の考え方による通常損害としての相当因果関係は否定しました。

その上で、東京高裁は、自殺が特別損害に当たるか否か、つまり加害者に自殺が予見可能であったか否かについて判断しました。その際に、高裁で追加提出された証拠に基づき、被害者が親しかった同僚に、加

害者から受けた被害の内容を告げ、それに対する嫌悪感を露わにし、自殺の1か月ほど前から自殺をほのめかす発言をしていたことを認定し、上司職員らが乗員からの事情聴取等の調査を行っていたら、被害者の心身の状況を把握できたとして、上官職員らも被害者の自殺を予見することは可能であったと判断しました。

3 結び

前記(2)の認定基準によると、自殺した労働者が、精神疾患を発病し、精神疾患発病前1か月に概ね160時間を超えるような時間外労働を行ったり、発病前3週間に概ね120時間を超えるような時間外労働を行っていた場合には、自殺について業務起因性、相当因果関係が認められます。精神疾患については、診断や通院歴がなくとも、遺族や同僚等の供述（例えば「元気がなかった」「仕事に行きたくないと言っていた」「死にたいと言っていた」等）によって、後から精神疾患を発病していたと認定されることが結構あります。

本件は、精神疾患を発病していたという認定ができなくても、加害者に自殺が予見可能であれば、自殺についても相当因果関係が認められることを明らかにしています。使用者としては、労働者の様子がおかしいと気付いたり、そのような報告を受けた場合には、適切な対応をとらなければ、高額な損害賠償責任を負うリスクもあるのです。